

初等教育実習3年次生(実習前年度)

2027年度に教育実習を希望する者は2026年度に次の手続きをしなければならない。
これらを満たしていない者は2027年度に教育実習に参加できない。

(1) 初等教育実習事前指導への出席

※日時は追って掲示する。

※3年次での事前指導に関しては、数回の講話、参観などを行うが、具体的な日程、内容についてはロイドホール5階教育学科研究資料準備室掲示板および Canvas LMS にて発表する。

(2) 教育実習生健康診断

実習では児童・生徒に接するため、教育実習生は事前に健康診断を受けなければならない。健康診断は学内で実施する。